

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（ 財務省 ）

制 度 名	特定輸出貨物（AEO輸出貨物）に係る役務の提供に課される消費税の免除			
税 目	消費税			
要 望 の 内 容	<p>特定輸出貨物（AEO輸出貨物：関税法第 30 条第 1 項第 5 号に規定する特定輸出貨物をいう。）に係る荷役の提供に課される消費税についても、一般の輸出許可済貨物と同様に消費税を免除する。</p> <table border="1" data-bbox="1015 864 1492 956"> <tr> <td data-bbox="1015 864 1219 956">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1225 864 1492 956">0 百万円</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	0 百万円
減収見込額 （平年度）	0 百万円			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 特定輸出貨物（AEO輸出貨物）に係る役務の提供に課される消費税について、一般の輸出許可済貨物に対して免除措置の対象とされている区間の運送に係る消費税については、免除の対象とすることにより、これらの貨物の間での消費税の課税の均衡を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 一般の輸出申告により輸出許可を受けた外国貨物に係る役務の提供に課される消費税は、免除の対象となっている。 一方、特定輸出申告制度（輸出者のAEO制度）を利用した場合、消費税が免除される役務の提供は、「保税地域内における荷役」及び「輸出のために船舶又は航空機に積み込まれる場所（具体的には、港頭地区又は空港）における荷役」に限定されている。 このため、例えば、特定輸出貨物が物流拠点である保税地域から船積み作業をするためのコンテナヤードや空港地区（保税地域）への運送を行う場合には、この区間の運送費には消費税が課税される。事業者は後日仕入税額の控除手続をすることにより還付を受けることとなるが、いずれの貨物も輸出取引される貨物であることから、保税地域間の運送に係る消費税について均衡をとる必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 現在、輸出貨物の保税地域間の運送費に係る消費税の免除について差があることから、その均衡を図ることが適当であると考え。なお、仕入税額の控除手続を行うことにより消費税の還付が受けられることとなっているため、税収に変化を生じることはない。</p>			

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	—
	政策の達成目標	輸出貨物の役務の提供に係る消費税の免除について均衡を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	